

令和4年 No.14

○国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和4年3月28日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和4年3月29日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和4年規程第11号

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改	正	現	行
〔省略〕		〔省略〕	
(機構等)		(センター機構等)	
第15条 本学に、大学機能強化センター機構、現職教員支援センター機構、 <u>先端教育人材育成推進機構及び教育インキュベーション推進機構</u> を置く。		第15条 本学に、大学機能強化センター機構、現職教員支援センター機構、 <u>特定教育課題対応センター機構</u> を置く。	
2 大学機能強化センター機構に、次のセンターを置く。		2 大学機能強化センター機構に、次のセンターを置く。	
(1) 留学生センター		(1) <u>次世代教育研究センター</u>	
(2) 保健管理センター		(2) 留学生センター	
(3) ICTセンター		(3) 保健管理センター	
(4) 学生支援センター		(4) ICTセンター	
3 現職教員支援センター機構に、 <u>次のセンターを置く。</u>		3 現職教員支援センター機構に、 <u>E S D／グローバル教育支援センターユニット及び次のセンターを置く。</u>	
(1) <u>環境教育研究センター</u>		(1) <u>E S D／グローバル教育支援センターユニット</u>	
(2) 特別支援教育・教育臨床サポートセンター		ア <u>環境教育研究センター</u>	
(3) 理科教員高度支援センター		イ <u>国際教育センター</u>	
4 <u>先端教育人材育成推進機構の組織及び運営については別に定める。</u>		(2) 特別支援教育・教育臨床サポートセンター	
5 <u>教育インキュベーション推進機構に、次のセンターを置く。</u>		(3) 理科教員高度支援センター	
(1) 教育インキュベーションセンター		4 <u>特定教育課題対応センター機構に、次のセンターを置く。</u>	
(2) こどもの学び困難支援センター		(1) 教育インキュベーションセンター	
6 <u>大学機能強化センター機構、現職教員支援センター機構及び教育インキュベーション推進機構並びに第2項及び第3項に規定するセンターに関し必要な事項は、それぞれ別に定める。</u>		(2) <u>教員養成開発連携センター</u>	
〔省略〕		(3) <u>こどもの学び困難支援センター</u>	
		5 <u>第1項に規定するセンター機構、第2項から第4項に規定するセンター及びE S D／グローバル教育支援センターユニットに関し必要な事項は、それぞれ別に定める。</u>	
		〔省略〕	

(機構長) 第22条の2 <u>機構に機構長を置く。</u> 2 <u>機構長は、学長が指名する理事又は副学長をもって充てる。</u> (センター及び施設の長) 第23条 <u>センターにセンター長（保健管理センターにあつては、所長。次項において同じ。）を置き、施設に施設長を置く。</u> 2 <u>センター長及び施設長は、理事又は教授をもって充てる。</u> 〔省略〕 附 則 1. <u>この規程は、令和4年4月1日から施行する。</u> 2. <u>東京学芸大学センター機構運営規程（平成31年規程第12号）、東京学芸大学次世代教育研究センター規程（平成12年規程第6号）、東京学芸大学現職教員支援センター機構ESD／グローバル教育支援センターユニット規程（平成31年規程第16号）、東京学芸大学国際教育センター規程（昭和58年規程第10号）及び東京学芸大学教員養成開発連携センター規程（平成25年規程第22号）は廃止する。</u>	(センター機構長) 第22条の2 <u>センター機構にセンター機構長を置く。</u> 2 <u>センター機構長は、学長が指名する理事又は教授をもって充てる。</u> (ユニット、センター及び施設の長) 第23条 <u>ユニットにユニット長を置き、センターにセンター長（保健管理センターにあつては、所長。次項において同じ。）を置き、施設に施設長を置く。</u> 2 <u>ユニット長、センター長及び施設長は、理事又は教授をもって充てる。</u> 〔省略〕
---	--